

大飯原発 3、4 号機運転差止訴訟福井地裁判決を 受けての弁護士声明

福井地裁は、本日、関西電力に対し、大飯原発 3、4 号機の運転差止めを命じる判決を言い渡しました。

本判決は、福島第一原発事故後初めての運転差止訴訟判決になりますが、私たちは、司法が原発の抱える本質的な危険性を認めたものと評価しています。

本判決は、おおむね、以下の理由から、大飯原発 3、4 号機の運転差止めを命じました。

①ストレステストの基準とされた 1260 ガルを超える地震も起こりうると判断した。地震は地下深くで起こる現象であるから、その発生の機序の分析は仮説や推測に依拠せざるを得ない、地震は太古の昔から存在するが、正確な記録は近時のものに限られ、頼るべき過去のデータはきわめて限られていることを指摘した。

②700 ガルを超えて 1260 ガルに至らない地震について、被告はイベントツリーを策定してその対策をとれば安全としているが、イベントツリーによる対策が有効であることは論証されていない。とりわけ、地震によって複数の設備が同時にあるいは相前後して使えなくなったり故障したりすることは機械というものの性質上当然考えられることとした。

③従来と同様の手法によって策定された基準地震動では、これを超える地震動が発生する危険があるとし、とりわけ、4つの原発に5回にわたり想定した基準地震動を超える地震が平成 17 年以後 10 年足らずの間に到来しているという事実を重視した。

④被告は安全余裕があり基準地震動を超えても重要な設備の安全は確保できるとしたが、判決は、基準を超えれば設備の安全は確保できないとした。

⑤地震における外部電源の喪失や主給水の遮断が、700 ガルを超えない基準地震動以下の地震動によって生じ得ることに争いなく、これらの事態から過酷事故に至る危険性がある。

⑥使用済み核燃料は、福島原発事故において最も重大な被害をもたらすおそれがある

るとされ原子炉格納容器ほどの堅牢な施設に囲われることなく保存されているため、危険である。

これらの理由のうち、①から④と⑥は、大飯原発 3、4 号機のみならず、全国の原発すべてにあてはまるものであり、また、②のうち主給水の遮断が基準地震動以下の地震動によって生じ得ることについては、加圧水型の原発すべてにあてはまるものです。

このように本判決は、大飯原発 3、4 号機に限らず、原発が抱える本質的な危険性を認めたと評価できます。

原子力規制委員会の適合性審査の下、川内原発や高浜原発の再稼働が強行されようとしています。川内原発や高浜原発を含むすべての原発は、本判決が指摘する危険性を有しているため、再稼働することは認められません。

また、関西電力は、大飯原発や高浜原発の基準地震動を 2 割から 3 割程度引き上げて耐震工事を行うことを明らかにしていますが、本判決は、現在行われている基準地震動の策定手法自体を否定しているのであり、このような場当たりの対応によって、本判決が指摘する危険性を否定することはできません。

これまで原発を容認してきたも同然であった司法は、市民感覚に沿って、福島第一原発事故とその被害の深刻な現実を目の当たりにして、「地震という自然の前における人間の能力の限界」を認める画期的な判断を下したものとすることができます。国、福井県、おおい町その他の原発立地自治体、関西電力その他の事業者も判決を機に福島第一原発事故という現実を見つめ直し、原発推進・依存から脱却することを求めます。

2014 年(平成 26 年)5 月 21 日

大飯原発運転差止訴訟弁護団 団長

佐藤辰弥